



-----  
訓 令  
-----

高知県訓令第10号

本 庁  
各出先機関

高知県職員懲戒委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員懲戒委員会規程の一部を改正する訓令

高知県職員懲戒委員会規程（昭和29年6月高知県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県職員懲戒等委員会規程

第1条中「懲戒処分」を「懲戒処分並びに職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定に基づく退職手当の支給制限等の処分」に、「高知県職員懲戒委員会」を「高知県職員懲戒等委員会」に改める。

第3条第1項中「副知事」を「副知事を」に改め、同条第2項中「委員は、」を「委員は、理事（委員長が指名する者に限る。）及び」に改める。

第4条第1項中「総轄し、会議の議長となる」を「総理する」に改め、同条第2項中「委員長に事故があるときは、副委員長が」を「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、」に改める。

第5条第1項中「会議」を「会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第3項中「必要に応じ当該事案に関する」を「必要があると認めるときは、議事に係る」に、「参考人の」を「参考人に対し、会議への」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「委員会は」を「会議は」に、「会議を開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

第6条第2項中「受け」を「受けて」に改め、同条第3項中「総務部人事課長」を「総務部人事課長及び職員厚生課長」に改める。

第8条中「委員会に関して」を「委員会の運営に関し」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年11月14日から施行する。